

大規模小売店舗立地法事務の手引き

平成19年7月

宮城県経済商工観光部

商工金融課

< 目 次 >

I	大規模小売店舗立地法について	1
1	大規模小売店舗立地法の概要について	1
2	大規模小売店舗立地法の目的	1
3	届出が必要となる場合	1
4	届出事項	2
5	添付書類	2
6	大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針	3
II	届出等の手続き	4
1	法の運用主体	4
2	出店（変更）計画概要書の提出	4
3	届出	4
(1)	新設（法第5条第1項に基づく届出）	4
(2)	変更（法第6条第1項に基づく届出）	5
(3)	変更（法第6条第2項に基づく届出）	5
(4)	既存店の変更（法附則第5条第1項に基づく届出）	6
(5)	軽微な変更	6
(6)	廃止	6
(7)	承継	6
4	説明会の開催	7
(1)	開催日時・場所	7
(2)	開催回数	7
(3)	説明内容等	7
(4)	説明会開催の公告	7
(5)	公告の周知範囲	7
(6)	説明会の開催計画	8
(7)	説明会開催の報告	8
(8)	説明会を開催できない場合	8
(9)	説明会を開催する必要のない変更の届出について	8
(10)	説明会の開催を要しない場合	8
5	意見書の提出	9
6	交通対策等現地調査	9
7	県の意見等	10
(1)	県の意見	10
(2)	自主的対応策の提示	10
(3)	勧告・公表	10
(4)	報告	10
8	公告・縦覧等	11
	大規模小売店舗立地法手続きのフロー	12
	様式集	13～

（凡例）

法	—大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）
施行規則	—大規模小売店舗立地法施行規則（平成10年通商産業省令第62号）
指針	—大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針 （平成19年経済産業省告示第16号）

I 大規模小売店舗立地法について

1 大規模小売店舗立地法の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）は、平成12年6月1日から施行された法律で、大規模小売店舗※1（店舗面積※2が1,000㎡を超える建物）を設置しようとするものは、法により定められた事項について届出が必要となります。

※1「大規模小売店舗」とは、一の建物であって、小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積（1,000㎡）を超える店舗をいいます。

※2「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

2 大規模小売店舗立地法の目的

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持※3のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置※4及び運営方針※5について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。

※3「生活環境の保持」とは、交通渋滞、交通安全、騒音や廃棄物等の問題に適正な対処がなされることにより、通常存することが期待される環境が保持されていることをいいます。

※4「施設の配置」とは、店舗の位置及び機能を考慮して必要となる駐車場や荷さばき施設並びにその位置を設定することをいいます。

※5「運営方法」とは、営業時間や施設の管理時間といった施設の具体的な運営方法を指します。

3 届出が必要となる場合

- 店舗面積が1,000㎡を超える店舗を新設する場合・・・・・・・・新設（法第5条第1項）
- 大規模小売店舗の変更を行う場合
・・・・・・・・変更（法第6条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項）
- 大規模小売店舗を廃止する場合・・・・・・・・廃止（法第6条第5項）
- 大規模小売店舗の設置者の地位を承継した場合・・・・・・・・承継（法第11条第3項）

4 届出事項

法第5条第1項第1～6号、施行規則第3条第1項第1～4号・第2項第1～4号に規定されています。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 大規模小売店舗を新設する日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

5 添付書類

施行規則第4条第1項第1～12号に規定されています。

- (1) 法人にあってはその登記簿謄本、個人にあってはその住民票の写し
- (2) 主として販売する物品の種類
- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- (7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面
- (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- (11) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- (12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

6 大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項について、指針が定められています。

この指針は、交通や騒音、廃棄物などの事項について、大規模小売店舗の設置者が具体的に如何なる範囲で責任を果たすことが求められているのかを示したもので、届出に当たっては、指針に定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法を決めていくこととなります。

Ⅱ 届出等の手続き

1 法の運用主体

法の運用主体は都道府県と政令指定都市とされており、本県の場合は、宮城県と仙台市が法の運用主体となります。

したがって、店舗所在地が仙台市となる大規模小売店舗については仙台市が法の運用主体となり、仙台市以外の地域については宮城県が運用主体となります。

なお、仙台市の市境に出店する大規模小売店舗については、店舗所在地を管轄する運用主体が対応することになりますが、事務処理にあたっては、県と仙台市が相互に協力しながら実施することになっています。

2 出店（変更）計画概要書の提出

県では、建物設置者に対し、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出を行う概ね1か月前までに出店（変更）計画概要書の提出について、協力をお願いしています。

当概要書は出店計画の内容について事前に確認することにより、法に基づく届出を円滑に行うために提出をお願いするものです。

なお、出店計画概要書の作成に当たっては、開発許可申請、農地法等の各種許可申請の手続き等との整合性に留意してください。

3 届出

(1) 新設（法第5条第1項に基づく届出） 【様式第1】

店舗面積が1,000㎡を超える店舗を新設する場合（増床や用途の変更などにより店舗面積が1,000㎡を超える場合を含む）、大規模小売店舗を設置する者は法第5条第1項に基づく届出が必要です。

① 届出事項

I・4（1）～（6）

② 添付する書類

I・5（1）～（12）

③ 届出時期

新設を行う8か月前

（届出書提出後、8か月間は大規模小売店舗の新設をすることができません）

(2) 変更（法第6条第1項に基づく届出）

【様式第2】

法第5条の届出を行っている者が、以下の事項の変更を行う場合、法第6条第1項に基づく届出が必要になります。

① 届出事項

I・4（1）～（2）

② 添付する書類

I・5（1）～（2）

③ 届出時期

変更後遅滞なく

(3) 変更（法第6条第2項に基づく届出）

【様式第3】

法第5条の届出を行っている者が、以下の事項の変更を行う場合、法第6条第2項に基づく届出が必要になります。

① 届出事項

I・4（3）～（6）

② 添付する書類

I・5（3）～（12）のうち変更届出の内容に係る書類

③ 届出時期

イ I・4（3）～（5）の変更については、変更する8か月前。

（届出書提出後8か月は届出事項の変更をすることはできませんが、下記（5）軽微な変更該当する場合には、届出書提出後8か月を経過しなくとも届出事項の変更を行うことができます。）

ロ I・4（6）の変更については、あらかじめ届出が必要です。

④ 届出不要な変更（法第6条第2項ただし書き及び施行規則第7条）

一時的な変更※6 又は次に掲げる事項を変更する場合には、届出は不要です。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの<ol style="list-style-type: none">イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計4 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの5 荷さばき施設の面積を増加させるもの6 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの7 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの |
|---|

※6「一時的な変更」とは、事故や災害、特別な地域行事又は店舗付近の道路工事等通常予測することが困難な状況変化に対応するための仮の変更をいいます。

(4) 既存店の変更（法附則第5条第1項に基づく届出） 【様式第8】

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）」の手続きを経て、法施行時に既に開店している大規模小売店舗（生協・農協等を含む）が、以下の事項の変更を行う場合、法附則第5条第1項に基づく届出が必要になります。

① 届出事項

I・4（4）～（6）。なお、届出の際に、変更にかかるもの以外の事項についても併せて届出していただくことになります。

② 添付する書類

I・5（1）～（12）のうち変更届出の内容に係る書類

③ 届出時期

イ I・4（3）～（5）の変更については、変更する8か月前。

（届出書提出後8か月は届出事項の変更をすることはできませんが、下記（5）軽微な変更該当する場合には、届出書提出後8か月を経過しなくとも届出事項の変更を行うことができます。）

ロ I・4（6）の変更については、あらかじめ届出が必要です。

(5) 軽微な変更（法第6条第4項ただし書き）

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと県が認めるものについては、届出から8か月の期間を待たずに変更することができ、説明会の開催も不要です。

法第6条第4項ただし書きの規定の適用を受けようとする場合は、変更計画概要書の提出の際に軽微変更承認願【参考様式第1】を提出してください。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続きとなります。

(6) 廃止（法第6条第5項に基づく届出） 【様式第4】

大規模小売店舗を廃止する場合には、法第6条第5項に基づく届出が必要になります。

(7) 承継（法第11条第3項に基づく届出） 【様式第7】

法に基づく届出をしている大規模小売店舗について、譲渡、相続、合併又は分割により、設置者の地位を承継した場合は、遅滞なく届出を行う必要があります。

4 説明会の開催

法第5条1項、法第6条2項（軽微変更を除く）又は法附則5条第1項の規定に基づく届出を行った設置者は、届出から2か月以内に立地市町村において説明会を開催する必要があります。

(1) 開催日時・場所

立地市町村の意見を聴くなどし、より多くの地域住民等が参加しやすい日時を設定するとともに、店舗所在地の周辺で十分な収容規模をもった施設で開催してください。

(2) 開催回数

説明会の開催回数は、次のとおりとします。ただし、県が必要と判断した場合には下記によらないことがあります。

① 法第5条第1項

〔店舗面積〕	〔開催回数〕
1,000㎡超3,000㎡未満	1回
3,000㎡以上10,000㎡未満	2回
10,000㎡以上	3回

② 法第6条第2項及び法附則第5条第1項

原則1回とします。ただし、増加店舗面積が3,000㎡以上の増床届出は2回とします。

(3) 説明内容等

届出書及び添付書類の内容並びに指針において対応が求められている事項への対応策に基づき、周辺地域の生活環境への影響について具体的な説明をすることにより地域住民等の理解が十分得られるよう努めてください。

なお、資料の配付に当たっては、出店計画概要書を利用するなど、説明会開催者の責任において準備することになります。

(4) 説明会開催の公告

設置者は、開催を予定する日の1週間前までに次のいずれかの方法により開催日時、場所、説明会に関する問い合わせ先等について公告する必要があります。

- ① 日刊新聞紙2紙（立地市町村において最大購読部数を有する地方紙1紙、全国紙1紙とする。）以上に掲載する。
- ② 日刊新聞紙2紙（立地市町村において最大購読部数を有する地方紙1紙、全国紙1紙とする。）以上に折り込み広告（チラシ）を入れる。
- ③ その他県が適切と認める方法。

(5) 公告の周知範囲

出店予定地から半径2km（隣接市町村を含む）及び立地市町村が必要と判断した区域を周知範囲とします。

(6) 説明会の開催計画

設置者は、説明会を開催するにあたり、説明会開催計画書【参考様式第2】を作成し、説明会開催の公告日前に提出してください。

(7) 説明会開催の報告

設置者は、説明会終了後2週間以内に説明会実施状況報告書【参考様式第3】を作成し、出席者名簿及び公告の写しを添付した書類を提出してください。

(8) 説明会を開催できない場合

施行規則第13条に定める事由により説明会を開催できない場合は、説明会開催不能承認申請書【参考様式第4】を作成し、速やかに県に提出するとともに、前記(4)の方法で届出内容の周知を行ってください。

施行規則第13条に定める事由

- ① 天災、交通の途絶その他不測の事態によって開催が不可能である場合
- ② 説明会開催者以外のものによって、説明会の開催が故意に阻害されることによって、説明会が円滑に開催できない場合。

(9) 説明会を開催する必要のない変更の届出について

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく、説明会を開催する必要がないと県が認める変更の場合は、説明会の開催を掲示に代えることができます(施行規則第11条第2項)。

変更の場合で、施行規則第11条第2項の規定の適用を受けようとする場合は、設置者は掲示による届出内容説明承認願【参考様式第5】を提出してください。大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認める場合とは、以下のものです。

- 1. 法附則第5条第1項の規定による変更の届出のうち以下のもの。
 - 一時的な変更
 - 店舗面積の合計の減少
 - 駐車場、駐輪場の収容台数の増加
 - 荷さばき施設の面積の増加
 - 廃棄物保管施設の容量の増加
 - 小売業を行う者の開店時刻の繰り下げ又は閉店時刻の繰り上げ
- 2. 法第6条第2項及び法附則第5条第1項による届出のうち、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばき施設において荷さばきを行うことができる等時間帯を短くするもの。
- 3. 1及び2にかかげるもののほか、法第6条第2項及び法附則第5条第1項による届出のうち、その他当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと認められるもの。

(10) 説明会の開催を要しない場合

法第6条第4項ただし書きに定める軽微変更該当する場合には、説明会を開催する必要がありません。

5 意見書の提出

大規模小売店舗の届出内容について、周辺地域の生活環境の保持の見地から意見を有する者は、届出の公告のあった日から4か月以内に、県に対して意見書を提出することができます（大規模小売店舗が立地する市町村に対しては、県は必ず意見を聴かなければならないこととされています）。

どなたでも意見書を提出することができますが、指針に沿った内容により意見を述べていただくこととなります。

提出された意見書は、県が設置者に意見及び勧告等を行う際の参考とさせていただきます。

なお、意見の概要については、県公報により公告され、また県庁及び市町村等で意見書の内容が縦覧されるとともに、設置者にその写しを送付します。

意見書は別紙【参考様式第6】を参考としてください。任意様式でも差し支えありませんが、住所、氏名並びに連絡先の電話番号を記載の上、提出願います。住所等の記載がない場合や提出期限を過ぎて到達した意見書は、参考とできないこととなりますので留意願います。

提出方法は持参、郵送、FAX、Eメールによることとし、意見書の提出期限等は大規模小売店舗の届出があった都度、県公報によりお知らせします。

意見書提出先

担当課：宮城県経済商工観光部商工金融課

住 所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

電話：022-211-2746 FAX：022-211-2749

Eメール：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

6 交通対策等現地調査

県では、一定規模の大規模小売店舗について現地調査を行うこととしています。

この現地調査は、法の手続きで定められたものではありませんが、大規模小売店舗周辺における交通対策の重要性に鑑み、出店地周辺における交通対策等の状況を確認し、評価予測の精度を高めるために実施するものです。

なお、必要に応じて騒音防止対策や廃棄物処理対策についても調査する場合がありますのでご協力願います。

(1) 現地調査の対象となる大規模小売店舗

店舗面積3,000㎡以上の大規模小売店舗

(2) 現地調査の実施

県から現地調査の実施日が通知されますので、説明資料（出店計画概要書及び説明者側で準備する関係資料）を準備していただき、現地立会い及び会議に出席の上、説明をお願いします。

7 県の意見等

県では、市町村及び周辺地域の生活環境の保持の見地から意見を有する者から提出された意見に配慮するとともに、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の設置者に対し、届出書を受理してから8か月以内に、県の意見の有無を書面により通知します。

(1) 県の意見（法第8条）

県の意見は、設置者に対して、指針に基づき店舗周辺の地域の生活環境の保持の観点から適切な措置が講じられていない事項の指摘及びそれを改善するための具体的方法についての選択肢を示すこととしています。

なお、県が意見を有しない場合は、その旨を通知します。意見を有しない旨の通知が送付された場合は、その時点において法手続きは終了となり、届出の日から8か月以内であっても新設・変更が可能となります。

(2) 自主的対応策の提示

県から意見が提出された場合、建物設置者は、意見を踏まえた変更をする旨の届出【様式第5】、又は変更しない旨の通知【参考様式第7、8】を県に対し行います。

なお、届出から8か月の実施制限に係わらず、自主的対応策の提示後2か月を経過しなければ新設・変更することができません。

(3) 勧告・公表（法第9条）

県の意見に対し、設置者から意見を反映した届出事項変更届出書又は変更しない旨の通知が提出され、その内容が県の意見を適切に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときに、県は市町村の意見を聴いた上で、指針を勘案しつつ理由を付して勧告を行います。

勧告が出された場合、届出者は、勧告の内容を踏まえ、必要な変更に係る届出【様式第6】を行います。届出者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨の公表を行います。

(4) 報告（法第14条）

県では法の適正な運用を図るため、大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者に対して、次のような必要事項の報告を求めることがあります。

① 設置者に求める報告事項

- 駐車場の充足その他による大規模小売店舗周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- 騒音の発生その他による大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

② 小売業者に求める報告事項

- 当該小売業の開始日
- 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
- 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

8 公告・縦覧等

大規模小売店舗立地法では、手続きの透明性を確保する観点から、届出書や意見等の内容を公告・縦覧するとともに、県のホームページに掲載しています。公告・縦覧する事項と縦覧期間は以下のとおりです。

公告・縦覧すべき事項	縦覧期間	関係条文
新設・変更の届出	4か月	法第5条第3項、法第6条第3項
市町村及び住民等の意見	1か月	法第8条第3項
県の意見	1か月	法第8条第6項
県の意見に対する設置者の自主的対応策	4か月	法第8条第8項
勧告（公告のみ）	—	法第9条第3項
勧告に基づく変更届出	4か月	法第9条第5項

公告は、県庁行政庁舎1階の宮城県掲示板に掲載しています。

また、縦覧は次の場所で行っています。

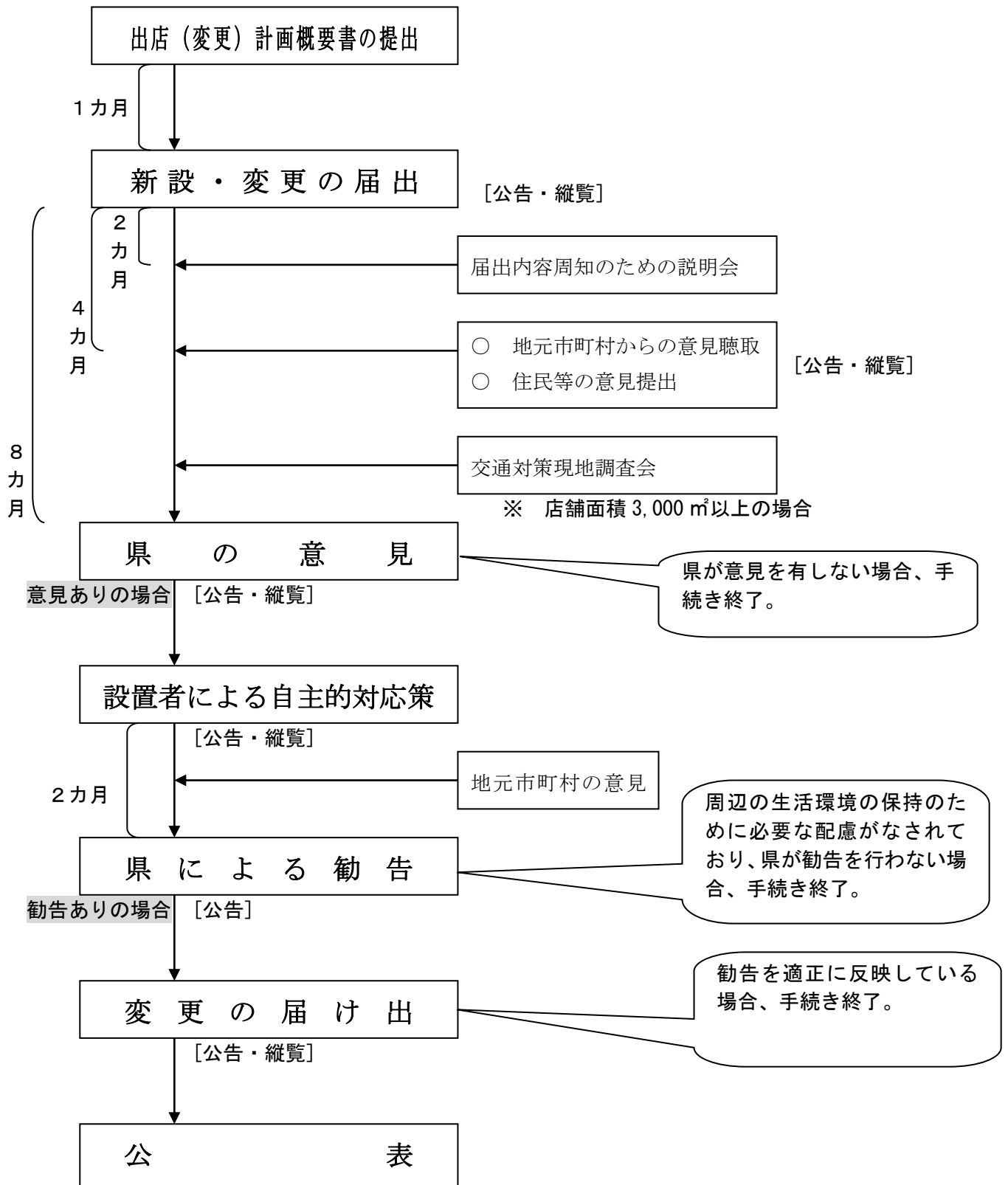
[縦覧場所]

- 宮城県経済商工観光部商工金融課
- 宮城県県政情報センター
- 出店地を管轄する地方振興事務所（仙台を除く）の県政情報コーナー
- 出店地の市役所又は町村役場

[県のホームページアドレス]

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/rittihou-index.html>

大規模小売店舗立地法手続きのフロー



※ 正当な理由なく勧告に従わなかったときはその旨公表します。
公表は開店前、開店後に限らず、勧告に従わなかった時点で県が行います。

様式集

【施行規則に定められた様式】

- 様式第1 …… 大規模小売店舗届出書（法第5条第1項）
- 様式第2 …… 変更届出書（法第6条第1項）
- 様式第3 …… 変更届出書（法第6条第2項）
- 様式第4 …… 廃止届出書（法第6条第5項）
- 様式第5 …… 届出事項変更届出書（法第8条第7項）
- 様式第6 …… 届出事項変更届出書（法第9条第4項）
- 様式第7 …… 承継届出書（法第11条第3項）
- 様式第8 …… 大規模小売店舗を設置しているものの変更届出書（法附則第5条第1項）

【県が定めている様式】

- 参考様式第1 …… 軽微変更承認願（法第6条第4項）
- 参考様式第2 …… 説明会開催計画書
- 参考様式第3 …… 説明会実施状況報告書
- 参考様式第4 …… 説明会開催不能承認申請書
- 参考様式第5 …… 掲示による届出内容説明承認願
- 参考様式第6 …… 意見書
- 参考様式第7 …… 変更しない旨の通知（届出事項不変更通知書）
- 参考様式第8 …… 変更しない旨の通知（添付書類等変更通知書）

様式第 1

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管場所の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 4

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 - 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル（法第 3 条第 2 項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあつては、当該他の基準面積）以下となる日
 - 5 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

承継届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があつた年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第 8

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項（法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - ② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ③ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ④ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

(参考様式第1)

軽微変更承認願

年号 年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所又は所在地

下記の大規模小売店舗に係る変更について、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に該当する変更であることを承認願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 変更しようとする事項
事項： _____
(変更前)
(変更後)

- 3 届出予定年月日

- 4 変更する年月日

- 5 変更内容が周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと考える理由

(参考様式第2)

説明会開催計画書

年号 年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所又は所在地

年号 年 月 日付けで届出した大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法第7条の規定による説明会を下記により開催することを届け出ます。

記

項目	内容
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
説明会の開催回数	
第1回説明会	開催日時 年 月 日 () 時 分～ 時 分
	開催場所 名称及び所在地
第2回説明会	開催日時 年 月 日 () 時 分～ 時 分
	開催場所 名称及び所在地
第3回説明会	開催日時 年 月 日 () 時 分～ 時 分
	開催場所 名称及び所在地
公告の方法及び周知範囲等	
その他	

- ※添付資料 1. 公告の写し又は案
2. 周知範囲が明らかな資料

(参考様式第3)

説明会実施状況報告書

年号 年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所又は所在地

年号 年 月 日付けで届出した大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法第7条の規定による説明会を下記のとおり開催しましたので実施状況を報告します。

記

項目	内容
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
説明会開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
開催場所 (名称及び所在地)	
公告の方法	
出席者数	人
説明者等	設置者： 小売業者： 受託者：
質問及び意見・要望とそれに対する応答内容	

備考 1 開催毎に作成すること。

- ※添付資料
1. 出席者名簿 (1部のみ)
 2. 公告の写し
 3. 当日配布した資料

(参考様式第4)

説明会開催不能承認申請書

年号 年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所又は所在地

大規模小売店舗立地法第5条第1項(第6条第2項)の規定により年号 年 月 日付けで届出を行った下記の店舗に係る説明会について同法第7条第4項の規定により開催を要しないことを承認願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由
- 3 届出内容の周知方法

(参考様式第5)

掲示による届出内容説明承認願

年号 年 月 日

宮城県知事

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所又は所在地

大規模小売店舗立地法〔第6条第2項
附則第5条第1項〕の規定に基づく年号 年 月 日付けの届出について、
同法施行規則第11条第2項の規定に基づき掲示により届出内容の説明を行いたいので、下記のとおり
申請します。

記

- 1 届出に係る大規模小売店舗の名称の及び所在地

- 2 変更しようとする事項
事項： _____
(変更前)
(変更後)

- 3 変更する年月日

- 4 変更内容が周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由

(参考様式第6)

(表 面)

(参考様式)
意見書

年号 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(住 所) _____

(氏 名) _____

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり意見を提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ① 名称
- ② 所在地

2 意見項目（該当する箇所に○を記入）

	駐車需要の充足等交通について		廃棄物について
	歩行者の通行の利便の確保について		街並みづくりについて
	騒音について		その他（ ）

3 意見の内容

表題	
○意見	

注1 「表題」は、意見の内容について、簡潔に記入してください。

注2 「内容」は、意見項目ごとに作成願います。

注3 この意見は、裏面がこのまま公告・縦覧されます。

注4 個人・団体の場合は、下記に必ず名称・所在地を記載してください。

注5 個人の場合は、この意見書の縦覧に当たって、住所・氏名の公表を了承する場合のみ、下記に記載してください。

氏名又は名称	
住所又は所在地	

(参考様式第7)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

届出事項不変更通知書

年号 年 月 日

宮城県知事

殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所又は所在地

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

(参考様式第8)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

添付書類等変更通知書

年号 年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所又は所在地

年号 年 月 日付で大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見のありました事項について、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は、記載しないこと。